

進出予定国で障害となる  
他社類似商標等の  
取消や無効化を支援

助成金

最大 500万円

既に係争中の事案も  
申請可能

交付決定の時期によらず、  
令和8年4月1日から助成対象期間です

無料で何度でも  
相談可能

海外商標対策に精通した  
専門家がサポートします

助成対象期間は  
2年9ヵ月間

情報収集から行政訴訟まで  
長期間にわたり支援します

まずは当センターにご相談ください！

助成金概要

助成限度額

500万円

助成率

1 / 2 以内

助成対象期間

令和8年4月1日から  
令和10年12月31日(最長)まで

助成対象

東京都内の中小企業者等

助成対象経費

- 情報収集関連費用
- 情報提供関連費用
- 異議申立・無効審判・不使用取消審判関連費用
- 行政訴訟関連費用

お問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター

TEL 03-3832-3656

E-mail chizai-josei@tokyo-kosha.or.jp

HP <https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/syouhyoutaisaku/>



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し、(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。  
この印刷物は再生紙を使用しています。